

経営基盤強化に向けた 地財措置等に係る検討の視点

令和7年9月

総務省自治財政局準公営企業室

老朽化対策等に係る検討の視点①

(老朽化対策、ダウンサイジングなど全体最適に向けた財政措置のあり方)

※第7回研究会提示論点

- 下水道事業について、R 8 概成を迎えることも踏まえて、今後においては災害対応や老朽化対策、適切な維持管理を推進する観点から、財政措置のあり方を考える必要があるか。
- ダウンサイジングを始め経営広域化等を円滑に実施するためにどのような財政措置が考えられるか。

- 各都道府県における施設の老朽化の状況等は供用開始年度によって様々である一方で、八潮市における道路陥没事故やその後の議論等を踏まえると、下水道管路に係る適切な維持管理、改築・更新を中長期的な視点から推進していくことは全自治体共通の課題と言える。

(改築・更新等に係る地財措置)

- 下水道事業における地方財政措置について、老朽化対策のための施設の延命化や機能強化に資する事業に要する経費（改築・更新等）に対しては、新設時と同様、下水道事業債の起債及び元利償還金への地財措置が講じられている。

⇒ 今後、国費の動向等を踏まえる必要があるが、引き続きこれらの措置を講ずることで、適切な更新等を促進していくことが必要か。

(維持管理に係る地財措置)

- 汚水処理に係る維持管理費については使用料で賄うことが基本（私費負担の原則）である一方で、これまでも、下水道の公共的役割等も踏まえて、高度処理等の汚水処理費用の一部について公費負担すべきものとして整理されてきた。
- この点、今後の適切な維持管理の推進にあたって、物価上昇局面における維持管理単価の増加に加えて、八潮市における道路陥没事故を踏まえると、下水道管路の点検・調査の重点化等に係る議論が行われているなど、管路マネジメントを巡る状況等に変化が見られるところ。

⇒ 今後、管路マネジメントのあり方に係る議論や国費の動向等を踏まえる必要があるが、関係省庁等とも連携し、適切な管路マネジメントを推進する方策について検討していくことが必要か。

老朽化対策等に係る検討の視点②

（使用料水準等の検討）

- 老朽化対策の推進にあたっては、使用料水準の適切な原価計算に基づく適正化や建設改良費の着実な積立など、中長期的な視点から財政基盤の更なる強化が必要。
- この点、使用料水準について全国マクロでは緩やかに上昇傾向にある一方で、「料金改定をしていない」団体も多数存在しており、経費回収率が100%を下回っている団体が多く、建設改良積立金を積み立てている団体の割合が10%弱となっており、水道事業と比較しても僅少となっている。

⇒ 経費回収率が100%を下回っている場合に将来への積み立てを行うことができないため、広域化・共同化等の広域的な経営の推進とあわせて、関係省庁等とも連携し、使用料改定に係る自治体の課題（人材やノウハウの不足等）の洗い出しや対応策の検討をしていくことが必要か。

また、今後の老朽化対策に係る財源のあり方について、関係省庁等とも連携し、各自治体の経営状況や実状等に応じて、資産維持費の計上などを促していく方策についても検討していくことも必要か。

（下水道事業におけるダウンサイジングを含めた全体の最適化）

- 老朽化対策にあたっては、ダウンサイジングを含めた最適化の検討が必要となり、集合処理方式から合併処理浄化槽への転換も考えられる一方で、現時点では実際に転換した自治体や検討に着手した自治体は限定的となっており、ノウハウの蓄積が乏しい。

⇒ この点、手続面を始めとして、検討自治体が直面する課題（既存施設の取り扱いや地域における合意形成等）について具体的なものを洗い出した上で、転換に係るQ&A等の整備を行っていく必要があるか。

- その上で、浄化槽に対する財政措置の検討にあたっては、これまで地域の実情を十分考慮した効果的な下水処理方式及び維持管理方式を選択する等地域の特性に応じた下水道整備を推進する観点から拡充を行ってきた一方で、浄化槽転換にあたっては、既存施設に係る施設撤去等、一時的な財政負担が生じることが自治体における検討の阻害要因となる可能性がある。

⇒ 各自治体において、中長期的な視点に立って、それぞれの地域の特性に応じた全体最適化を行うことができるよう、浄化槽へのダウンサイジングに係る具体的な財政需要の洗い出し等を行っていく必要があるか。

また、個人設置型合併浄化槽への転換にあたって公営企業施設等整理債を活用した場合、転換対象地域外の住民が当該費用を負担することも想定されるため、受益者負担との関係から費用負担のあり方について検討していく必要があるか。

地財措置に係る検討の視点①

(R8概成及び公営企業会計適用の進捗等を踏まえた財政措置のあり方)

※第7回研究会提示論点

- 公営企業会計の適用が進んだことも踏まえて、経営基盤の強化の観点から、使用料で負担すべき部分と公費で負担すべき部分について明確にし、引き続き、適切な原価計算に基づく使用料水準の適正化を図ることが必要か。
- その際、下水道事業における公費負担のあり方（分流式下水道等に要する経費、高資本費対策に要する経費などの地方財政措置）についても、あわせて検討していく必要があるか。

(地財措置に係る現状等)

- 平成27年以降、下水道事業における公営企業会計の適用が進み、公共下水道については、令和6年度決算統計からほぼ全ての事業において企業会計が適用された結果、各事業の資本費単価を適切に把握する基盤が整ったと言える。
- 公共下水道について、ほぼ全ての自治体において分流式公共下水道が導入されている（公共下水道事業のうち99.7%）ことを踏まえると、経営基盤の強化の観点からは、分流式に係る繰出基準及び地財措置、高資本費対策に係る地財措置のあり方について検討を行っていくことが必要と考えられる。
- その際、分流式に係る地財措置や高資本費対策の性格について、人口規模が比較的小さい自治体においても使用料単価が低く抑えられるなど、地域間における料金格差是正の役割を担ってきたと言える。
- 一方で、各事業の経営状況等に応じて一般会計から繰出の状況等に差異が生じており、また、一部団体においては使用料で賄うことのできない水準が地財措置で想定している水準との乖離も見られる状況となっている。
- なお、関係団体からは使用料改定や経費節減などによる経営改善インセンティブ等の観点から、分流式に係る繰出基準に係る見直しの要望も出されている状況となっている。

(雨水事業に係る現状等)

- 「雨水処理に要する資本費及び維持管理に相当する額」については、平成18年度以降、実態の雨水比率等を踏まえて、資本費の6割に対して地方財政措置を講ずることとしているが、雨水・汚水資本費の割合について、当時の状況と直近の状況等と比較しても大きな変化は無い状況となっている。

地財措置に係る検討の視点②

(分流式下水道等に要する経費・高資本費対策に要する経費)

- 分流式下水道等に要する経費について、污水資本費単価が合流式よりも分流式が高いこと等を踏まて、平成18年度の創設時、一般会計からの安易な繰り出しが行われることのないよう配慮し、繰出基準について「分流式の公共下水道等に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額」とされた。
 - その上で、交付税措置については、「人口密度が高くなるにつれ污水資本費単価が低くなり、人口密度が低いほど污水資本費単価が高いという比較的明らかな相関関係」に着目して、両者の相関関係を加味した合理性の高い制度となるよう制度設計がなされたところ。
 - 一方で、先述のとおり、人口密度の高い自治体においては分流式に係る繰出を行っていない自治体が多い状況にあることや、普通交付税の措置状況等を踏まえると、人口密度と資本費単価の相関性には一定の限界があると考えられ、より実態に即した制度設計を検討していく余地があると言える。
 - また、高資本費対策について、これまで資本費単価等に応じた地方財政措置を講じてきたが、制度設計時の前提とは異なり、供用開始後30年経過後も資本費が高止まりし、30年前後での収支均衡が成立しなくなっているケースが存在している。
- ⇒ 使用料水準の適正化の観点からは、分流式に係る地財措置のあり方について、使用料で負担すべき部分と公費で負担すべき部分について明確化を図ることで更なる経営改善を促進していくことが必要か。
- ⇒ 具体的には、ほぼ全ての自治体において資本費単価が把握可能となったことを踏まえて、資本費単価が高くなるにつれて使用料で賄うことのできない水準も高くなっている傾向等に着目して、より直截的に各事業における資本費単価をベースとした公費負担のあり方を検討していくことがより合理的と言えるか。
- その際、高資本費対策は污水处理資本費に応じた措置を講じているため、対象年限要件の見直し等も含め一体的な見直しを検討していくことも考えられるか。
- ⇒ また、経営改善インセンティブの観点からは、一定程度は使用料で徴収すべき部分としつつ、料金格差是正機能を引き続き発揮できるよう、資本費単価が高くなるにつれて公費負担の割合を大きくするような制度設計などが考えられるか。なお、検討にあたっては、各自治体の財政運営及び下水道事業の経営に支障が生じることのないよう、十分に配慮することが必要か。